

[永田浜のウミガメを取り巻く環境について (2018)]

2018 年は 2009 年から引き続き、環境省屋久島自然保護官事務所、鹿児島県環境林務部自然保護課、鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所、屋久島町環境政策課、(公財)屋久島環境文化財団、(公社)屋久島観光協会、永田ウミガメ連絡協議会(以下、連絡協議会)で構成された永田浜ウミガメ保全協議会(NPO法人屋久島うみがめ館(以下、うみがめ館)2015年3月6日脱会)による「屋久島永田浜ウミガメ観察ルール」(5月1日～8月31日)が運用され、2001年から2015年まで、永田地区の外郭団体である連絡協議会が5月15日～7月31日までの間行っていたウミガメ観察会の80名定員(団体は含まない)の厳守、子ガメ保護柵内や19:30～翌朝5:00までの浜への立ち入りの遠慮(観察会参加者を除く)などをお願いした(ウミガメ観察会では、団体や飛込みの見学者で80名を超える日もあった)。

なお、2015年まで8月1日～8月31日は子ガメの保護(見学者による踏圧を防ぐ)を目的として、「うみがめ館」を夜間臨時開館し、2016年から2017年にかけてはウミガメ観察会を主催している連絡協議会と協力し、5月1日～8月31日の期間、館内で観察会の事前レクチャーをし、親ガメ期はルールを守ったウミガメ観察会を行い、子ガメ期はふ化調査にて保護した子ガメを見学者とともに放流した。2018年、「うみがめ館」の通年閉館により、連絡協議会による8月のウミガメ観察会は行われなかったため、うみがめ館主催で調査中に保護した子ガメの放流(8月11日～31日)を行った。8月はこの放流会に加えて、いなか浜においては2009年から(2017年は前浜)、8月1日～8月31日(2012年までは9月15日まで)までの期間、環境省が子ガメのふ化環境監視事業を行い、19:30～22:30までの間、子ガメを見るために浜へ入ろうとする人へルールを説明し、浜へ立ち入らないようお願いをした。その結果、2009年から行っているルールの呼びかけが浸透し、子ガメ保護柵内へ立ち入る見学者は見られなくなった。2018年はうみがめ館の解散に伴うニュースと、うみがめ館主催の踏圧を防ぐことを目的とした子ガメ放流会の開催により、夜間子ガメを探して歩き回る見学者はほとんど見られなかった。

縄文杉や西部林道と同時にエコツアー推進法に基づいた利用規制の内容や導入が検討されていたが、2011年6月に条例案「特に保護措置が必要な自然観光資源」が屋久島町議会で否決されたことにより、法的な規制が導入される目処が立たなくなった。